



生活相談 バイロット

苦情多い貴金属等の訪問買取り

業者が突然訪れ、金をしばらくして、買い取る等を買い取っていく、「お金を返すので、押し買い」に関する苦情相談が増えています。

【事例】

「ペースメートカーナード」

【アドバイス】

貴金属などの買取りサービスは、消費者が業者に代金を支払ってサービスの提供を受けないといふ。片方なくして、消費者が「売り手」となるので、「訪問販売」には該当しないため、特定商取引法(特

り、不意打ち的に買い取りを勧説され、買い取り価格が妥当かどうかが冷静に判断できぬまま契約させられてしまうケースが目立っています。買い取つてもうつもりがなければ、毅然と断りまし

り戻せることはほとんどありません。
▼最近では、事例の多くは適用されません。貴金属などを売却する際は慎重にします。「医療機器の部品など」といふ言葉で、親切心により、不意打ち的に付け込むケースもあります。注意しましょう。

▼契約を強要されたり、しつこく勧説されたり、もしくは、村の消費生活相談窓口やアイヌに相談してください。

▼突然の訪問や電話により、不意打ち的に買い取りを勧説され、買い取り価格が妥当かどうかが冷静に判断できぬまま契約させられてしまうケースが目立っています。買い取つてもうつもりがなければ、毅然と断りまし

り戻せることはほとんどありません。
▼いつたん業者に引き渡した品物は、既に4・0999-消費生

クーリングオフは適用外

り戻せることはほとんどありません。
▼いつたん業者に引き渡した品物は、既に4・0999-消費生